

国自安第61号
令和2年8月12日

公益社団法人日本バス協会会長 }
一般社団法人公営交通事業協会会長 } 殿（単名各通）

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止の徹底について

国土交通省においては、事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止を徹底するよう従来から機会あるごとに強力に指導してきたところです。

しかしながら、令和2年8月11日に愛知県内において、管理の受委託通達※に基づく受託者であるバス事業者の運転者が、覚醒剤取締法違反の容疑で逮捕されたとの報道がありました。

本件は現在、警察において捜査が進められているところですが、覚醒剤を使用して運行が行われた可能性もあり、輸送の安全を使命とする自動車運送事業者にとって、決してあってはならない事案です。これは、管理の委託者及び受託者にとっても変わりありません。

つきましては、下記の事項について徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願いいたします。

※管理の受委託通達「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託（高速バス路線に係るものを除く。）について」（平成16年6月30日付け、国自総第139号、国自旅第79号、国自整第51号）

記

1. 外部の専門的機関も活用しつつ、運転者に対して、覚醒剤等の薬物が身体に与える影響や薬物使用が重大な事故につながるおそれがあることについて十分理解させるとともに、薬物使用の禁止についてあらゆる機会を通じて強力に指導すること。
2. 点呼時のみならず、運転者の行動や健康状態の把握を徹底し、外形的变化や日常の業務態度（例：言動の変化、遅刻が多い）等の確認をすること。

参考

- ・厚生労働省「薬物乱用防止に関する情報」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/>
- ・公益財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター
<http://www.dapc.or.jp/>

国自安第61号の2
令和2年8月12日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長
一般社団法人全国個人タクシー協会会長
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長
公益社団法人全日本トラック協会会長
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長

殿（単名各通）

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止の徹底について

国土交通省においては、事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止を徹底するよう従来から機会あるごとに強力に指導してきたところです。

しかしながら、令和2年8月11日に愛知県内において、バス事業者の運転者が、覚醒剤取締法違反の容疑で逮捕されたとの報道がありました。

本件は現在、警察において捜査が進められているところですが、覚醒剤を使用して運行が行われた可能性もあり、輸送の安全を使命とする自動車運送事業者にとって、決してあってはならない事案です。

つきましては、下記の事項について徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 外部の専門的機関も活用しつつ、運転者に対して、覚醒剤等の薬物が身体に与える影響や薬物使用が重大な事故につながるおそれがあることについて十分理解させるとともに、薬物使用の禁止についてあらゆる機会を通じて強力に指導すること。
2. 点呼時のみならず、運転者の行動や健康状態の把握を徹底し、外形的变化や日常の業務態度（例：言動の変化、遅刻が多い）等の確認をすること。

参考

- ・厚生労働省「薬物乱用防止に関する情報」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/>
- ・公益財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター
<http://www.dapc.or.jp/>